

令和4年度厚生労働科学研究費補助金（長寿科学政策研究事業）

分担 研究報告書

都道府県地域リハビリテーション支援体制と市町村地域リハビリテーション活動支援事業の関係性に関する研究

研究代表者

菊地 尚久 千葉県千葉リハビリテーションセンター センター長

研究分担者

田中 康之 千葉県千葉リハビリテーションセンター 地域支援センター長

研究要旨

都道府県の地域リハビリテーション支援体制に関わる事業の実施状況と市町村介護予防事業における地域リハビリテーション活動支援事業の実施状況の関係を確認することを目的とし、千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業の主管課が2021年（令和3年）7月に、全国都道府県に実施した調査および厚生労働省令和3年度 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査結果を基に分析を行った。その結果、都道府県地域リハビリテーション支援体制が運営されている都道府県に立地している市町村の方が、それが無い都道府県に立地している市町村よりも、市町村地域リハビリテーション活動支援事業を実施している割合が有意に高かった。また、リハ専門職の市町村派遣に関しては、都道府県地域リハ支援体の有無で有意差が認められた職種は理学療法士のみであった。今後は、リハ専門職の派遣のあり方を含めた市町村地域リハビリテーション活動支援事業への都道府県地域リハビリテーション支援体制としての関わり方の検討が必要である。

A. 研究目的

都道府県が行う地域リハビリテーション推進のための事業は、「地域リハビリテーション推進のための指針」¹⁾の改定の中で、市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のための体制の整備を図るものと位置付けられ、「地域包括ケアシステム構築に向けた地域リハビリテーション体制整備マニュアル」²⁾において市町村事業の支援に資する本事業の構造が例

示されている。

本研究では、既存の調査データから、都道府県の地域リハ支援体制に関わる事業の実施状況と市町村介護予防事業における地域リハビリテーション活動支援事業の実施状況など関係を確認することを目的とした。

B. 研究方法

1. 言語の定義

本研究では「地域リハビリテーション推

進のための指針」¹⁾に示されている都道府県が行う地域リハビリテーション推進のための事業のことを「都道府県地域リハ支援事業」とする。

また、市町村が行う一般介護予防事業の中の地域リハビリテーション活動支援事業については「市町村地域リハ活動支援事業」とする。

そして、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の3職種を合わせて「リハ専門職」とする。

2. 方法

各都道府県の都道府県地域リハ支援事業の実施状況は、千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業の主管課が2021年(令和3年)7月に、全国都道府県の健康福祉関係担当課に対して実施した調査結果を活用した。

全国市町村地域リハ活動支援事業の実施状況の把握は、厚生労働省が実施した令和3年度 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査

結果³⁾を活用した。

都道府県地域リハ支援事業の有無と市町村事業の実施状況等を比較するために、有意水準5%としてt検定を実施した。

C. 結果

1. 都道府県地域リハ支援事業の実施状況

全国47都道府県中31都道府県(66.6%)にて本事業が実施されていた。但し、事業の実施形態や内容、本事業に関わる主管課等は限定されていない。

この31件中22件(71.0%)が都道府県リハビリテーション支援センター(以下、都道府県リハ支援センター)を設置していた。さらに広域支援センターは21件(67.7%)で設置されていた。

この内、3件は都道府県リハ支援センターが設置されていても広域支援センターが設置されていなかった。また2件は広域支援センターのみの設置であった。さらに7件は本事業を実施しているがこれらのセンターは未設置であった(表1)。

表1：都道府県地域リハ支援事業の実施状況

都道府県	都道府県地域リハ支援事業	都道府県支援センター設置	広域支援センター設置
北海道	実施	設置有	設置有
青森			
岩手	実施	設置有	設置有
宮城	実施	設置有	設置有
秋田			
山形			
福島	実施	設置有	設置有
茨城			
栃木			
群馬	実施	設置有	設置有
埼玉	実施		設置有
千葉	実施	設置有	設置有
東京	実施		設置有
神奈川	実施	設置有	
新潟			
富山	実施	設置有	設置有
石川	実施	設置有	設置有
福井	実施	設置有	設置有
山梨	実施	設置有	
長野			
岐阜			
静岡	実施	設置有	設置有
愛知	実施		
三重	実施		
滋賀	実施	設置有	
京都	実施	設置有	設置有
大阪			
兵庫	実施	設置有	設置有
奈良			
和歌山	実施	設置有	設置有
鳥取	実施		
島根			
岡山	実施		
広島	実施	設置有	設置有
山口			
徳島			
香川			
愛媛			
高知	実施		
福岡			
佐賀	実施	設置有	設置有
長崎	実施	設置有	設置有
熊本	実施	設置有	設置有
大分	実施	設置有	設置有
宮崎	実施		
鹿児島	実施	設置有	設置有
沖縄	実施		
合計	31	22	21

2. 市町村地域リハ活動支援事業の実施状況

全国 1,741 市町村中、本事業は 1,305 市町村 (75.0%) で実施されていた。その中で市町村からのリハ専門職の派遣依頼は、理学療法士が 1,128 市町村 (86.4%)、作業療法士は 819 市町村 (62.8%)、言語聴覚士は 342 市町村 (26.2%) であった。

3. 都道府県地域リハ支援事業の実施状況と市町村地域リハ活動支援事業の実施状況

都道府県ごとに市町村地域リハ活動支援事業を実施している市町村数を合算し、それぞれの都道府県の総市町村数で除することで、都道府県ごとの市町村地域リハ活動

支援事業実施割合を算出した。その結果、市町村地域リハ活動支援事業実施率は最大が富山県の 100%、最小が秋田県の 48.0%、47 都道府県の平均実施率は 77.7%であった (表 2)。

都道府県地域リハ支援事業を実施している 31 都道府県で市町村地域リハ活動支援事業を実施している市町村の割合は 81.5%、都道府県地域リハ支援事業が未実施の 16 府県で市町村地域リハ活動支援事業を実施している市町村の割合は 70.4%であり、都道府県地域リハ支援事業を実施している都道府県の方が市町村事業を実施している割合が有意に高かった (図 1)。

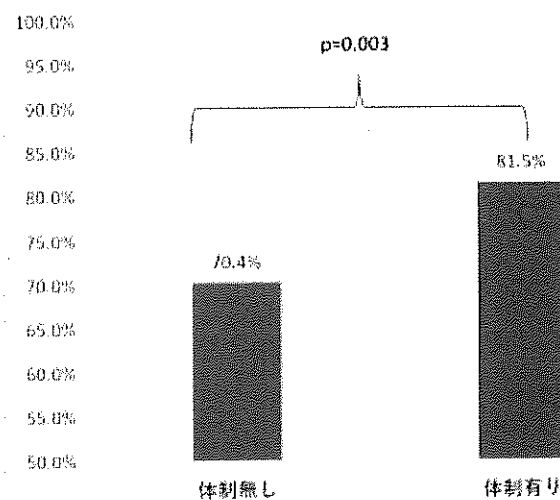


図 1：都道府県地域リハ支援事業の実施状況と市町村地域リハ活動支援事業の実施状況

表2：都道府県地域リハ支援事業の実施状況と市町村地域リハ活動支援事業の実施状況

都道府県	都道府県地域リハ 支援体制の有無	市町村数	市町村事業実施	
			市町村数	市町村数
北海道	有	179	101	56.4%
青森県		40	30	75.0%
岩手県	有	33	30	90.9%
宮城県	有	35	29	82.9%
秋田県		25	12	48.0%
山形県		35	21	60.0%
福島県	有	59	42	71.2%
茨城県		44	24	54.5%
栃木県		25	21	84.0%
群馬県	有	35	29	82.9%
埼玉県	有	63	60	95.2%
千葉県	有	54	43	79.6%
東京都	有	62	45	72.6%
神奈川県	有	33	21	63.6%
新潟県		30	24	80.0%
富山県	有	15	15	100.0%
石川県	有	19	17	89.5%
福井県	有	17	16	94.1%
山梨県	有	27	21	77.8%
長野県		77	51	66.2%
岐阜県		42	27	64.3%
静岡県	有	35	33	94.3%
愛知県	有	54	43	79.6%
三重県	有	29	19	65.5%
滋賀県	有	19	17	89.5%
京都府	有	26	15	57.7%
大阪府		43	36	83.7%
兵庫県	有	41	38	92.7%
奈良県		39	24	61.5%
和歌山県	有	30	24	80.0%
鳥取県	有	19	12	63.2%
島根県		19	18	94.7%
岡山県	有	27	21	77.8%
広島県	有	23	21	91.3%
山口県		19	15	78.9%
徳島県		24	15	62.5%
香川県		17	10	58.8%
愛媛県		20	17	85.0%
高知県	有	34	30	88.2%
福岡県		60	41	68.3%
佐賀県	有	20	19	95.0%
長崎県	有	21	17	81.0%
熊本県	有	45	37	82.2%
大分県	有	18	17	94.4%
宮崎県	有	26	22	84.6%
鹿児島県	有	43	37	86.0%
沖縄県	有	41	28	68.3%
	体制あり 31		平均	77.7%

4. 都道府県地域リハ支援事業の実施状況と市町村地域リハ活動支援事業におけるリハ専門職の派遣状況（表3）

リハ専門職の派遣依頼についても同様に都道府県ごとの実施市町村の割合を算出した。

(1) 理学療法士

47 都道府県中、理学療法士の派遣を実施している市町村の割合が最も高かったのは富山県で 100%、最小は香川県で 41.2%。

平均は 68.5%であった。

都道府県地域リハ支援事業を実施している 31 都道府県で理学療法士の派遣を利用している市町村の割合は 73.2%、都道府県地域リハ支援事業が未実施の 16 府県で理学療法士の派遣を利用している市町村の割合は 59.2%であり、都道府県地域リハ支援事業を実施している都道府県の方が理学療法士の派遣を利用している市町村の割合が有意に高かった（図2）。

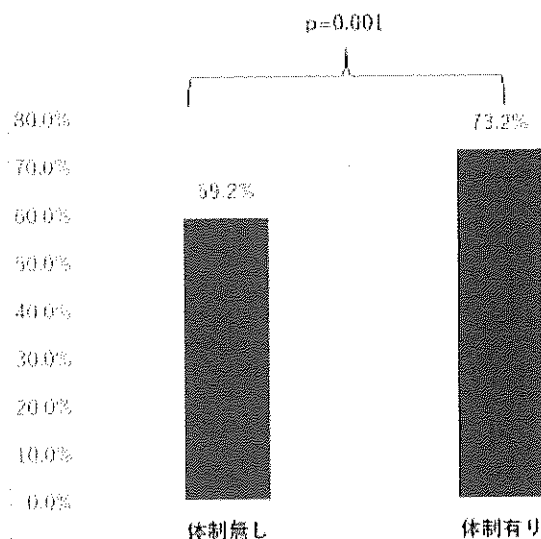


図2：都道府県地域リハ支援事業の実施状況と市町村地域リハ活動支援事業における理学療法士の派遣状況

(2) 作業療法士

47 都道府県中、理学療法士の派遣を実施している市町村の割合が最も高かったのは佐賀県で 95.0%、最小は長野県で 19.5%。平均は 51.5%であった。

都道府県地域リハ支援事業を実施している 31 都道府県で作業療法士の派遣を利用している市町村の割合は 54.0%、都道府県地域リハ支援事業が未実施の 16 府県で作

業療法士の派遣を利用している市町村の割合は 46.7%であり、都道府県地域リハ支援事業を実施している都道府県の方が作業療法士の派遣利用の割合は高かったが有意差は認められなかった（図3）。

(3) 言語聴覚士

47 都道府県中、言語聴覚士の派遣を実施している市町村の割合が最も高かったのは島根県で 63.2%、最小は奈良県で 0%。平

均は 21.9%であった。

都道府県地域リハ支援事業を実施している 31 都道府県で作業療法士の派遣を利用している市町村の割合は 22.2%、都道府県地域リハ支援事業が未実施の 16 府県で作

業療法士の派遣を利用している市町村の割合は 21.2%であり、都道府県地域リハ支援事業を実施している都道府県の方が作業療法士の派遣利用の割合が僅かに高かったが有意差は認められなかった（図 4）。

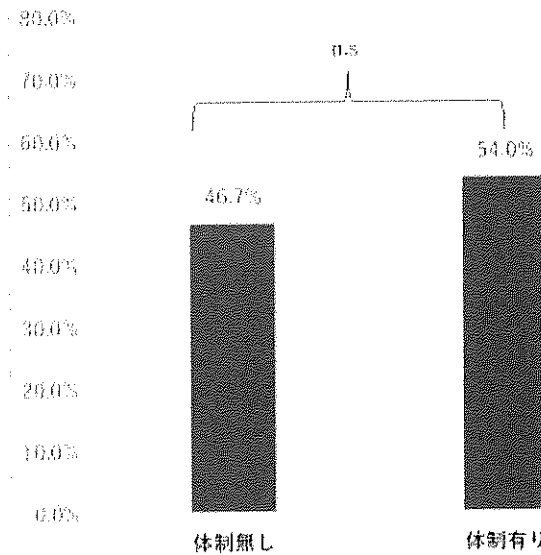


図 3：都道府県地域リハ支援事業の実施状況と市町村地域リハ活動支援事業における作業療法士の派遣状況

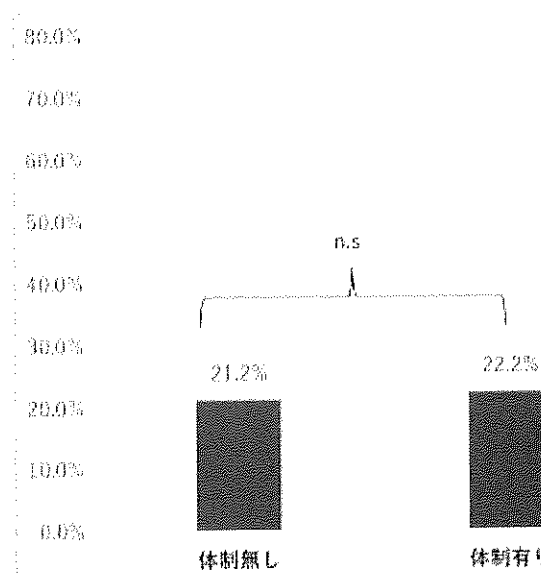


図 4：都道府県地域リハ支援事業の実施状況と市町村地域リハ活動支援事業における言語聴覚士の派遣状況

表3：都道府県地域リハ支援事業の実施状況と市町村地域リハ活動支援事業におけるリハ専門職の派遣状況

都道府県	都道府県地域リハ 支援体制の有無	市町村数	理学療法士の派遣実施		作業療法士の派遣実施		言語聴覚士の派遣実施		
			市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	
北海道	有	179	78	43.6%	62	34.6%	27	15.1%	
青森県		40	22	55.0%	17	42.5%	3	7.5%	
岩手県	有	33	23	69.7%	20	60.6%	3	9.1%	
宮城県	有	35	26	74.3%	16	45.7%	11	31.4%	
秋田県		25	12	48.0%	7	28.0%	1	4.0%	
山形県		35	17	48.6%	17	48.6%	12	34.3%	
福島県	有	59	36	61.0%	31	52.5%	27	45.8%	
茨城県		44	21	47.7%	10	22.7%	3	6.8%	
栃木県		25	18	72.0%	16	64.0%	10	40.0%	
群馬県	有	35	24	68.6%	16	45.7%	7	20.0%	
埼玉県	有	63	57	90.5%	32	50.8%	10	15.9%	
千葉県	有	54	32	59.3%	26	48.1%	8	14.8%	
東京都	有	62	42	67.7%	24	38.7%	15	24.2%	
神奈川県	有	33	20	60.6%	12	36.4%	4	12.1%	
新潟県		30	19	63.3%	20	66.7%	12	40.0%	
富山県	有	15	15	100.0%	12	80.0%	6	40.0%	
石川県	有	19	15	78.9%	12	63.2%	3	15.8%	
福井県	有	17	15	88.2%	14	82.4%	6	35.3%	
山梨県	有	27	18	66.7%	11	40.7%	3	11.1%	
長野県		77	36	46.8%	15	19.5%	6	7.8%	
岐阜県		42	25	59.5%	11	26.2%	2	4.8%	
静岡県	有	35	30	85.7%	19	54.3%	8	22.9%	
愛知県	有	54	41	75.9%	18	33.3%	9	16.7%	
三重県	有	29	17	58.6%	9	31.0%	2	6.9%	
滋賀県	有	19	16	84.2%	13	68.4%	5	26.3%	
京都府	有	26	12	46.2%	9	34.6%	1	3.8%	
大阪府		43	29	67.4%	28	65.1%	7	16.3%	
兵庫県	有	41	34	82.9%	31	75.6%	9	22.0%	
奈良県		39	17	43.6%	15	38.5%	0	0.0%	
和歌山県	有	30	19	63.3%	14	46.7%	4	13.3%	
鳥取県	有	19	10	52.6%	7	36.8%	2	10.5%	
島根県		19	17	89.5%	15	78.9%	12	63.2%	
岡山県	有	27	19	70.4%	13	48.1%	4	14.8%	
広島県	有	23	21	91.3%	15	65.2%	6	26.1%	
山口県		19	14	73.7%	14	73.7%	9	47.4%	
徳島県		24	15	62.5%	6	25.0%	3	12.5%	
香川県		17	7	41.2%	7	41.2%	3	17.6%	
愛媛県		20	14	70.0%	12	60.0%	4	20.0%	
高知県	有	34	29	85.3%	19	55.9%	7	20.6%	
福岡県		60	35	58.3%	28	46.7%	10	16.7%	
佐賀県	有	20	19	95.0%	19	95.0%	7	35.0%	
長崎県	有	21	14	66.7%	11	52.4%	5	23.8%	
熊本県	有	45	35	77.8%	22	48.9%	4	8.9%	
大分県	有	18	17	94.4%	15	83.3%	8	44.4%	
宮崎県	有	26	21	80.8%	18	69.2%	15	57.7%	
鹿児島県	有	43	34	79.1%	27	62.8%	10	23.3%	
沖縄県	有	41	21	51.2%	14	34.1%	9	22.0%	
	体制あり	31		平均派遣実施率		68.5%		51.5%	21.9%

D. 考察

今回の結果から、都道府県地域リハ支援事業が運営されている都道府県に立地している市町村の方が、それが無い都道府県に立地している市町村よりも、市町村地域リハ活動支援事業を実施している割合が有意に高く、都道府県事業の有無が市町村支援に何らかの影響がある可能性を示唆するものと考えらる。

この結果は、指針¹⁾に記載されている都道府県地域リハ支援事業の役割である市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のための体制の整備を図るものという役割を一定程度果たしていることを示唆していると考えられた。

また、冒頭に記したマニュアル²⁾にも記載されているが、先行研究⁴⁾において、都道府県地域リハ支援事業の有無が地域包括ケアシステム構築に関わるリハ関係の市町村支援に影響を与えている傾向が認められていた。今回の結果はこの先行研究に通じるものとも考えられる。

一方で、リハ専門職の市町村派遣に関しては、都道府県地域リハ支援事業の有無で有意差が認められた職種は理学療法士のみであった。作業療法士はその傾向は認められたが、言語聴覚士は明らかな傾向も認められなかった。

このことは、本当に市町村担当者が事業展開に向けて理学療法士が適していると判断した結果なのか、職種の差異が判らず「リハ専門職＝理学療法士」と理解していた結果なのか、これら3職種の母数の差が明らかであり派遣を受ける医療機関等が人数として理学療法士以外が送り出せない結果なのか等、今後その理由を明らかしリハ専門

職派遣に関する都道府県地域リハ支援事業のあり方を検討する必要があると考えられた。

また、都道府県地域リハ支援事業が実施できる市町村支援は、リハ専門職の派遣のみではないであろう。人材派遣支援に限局するのであれば、都道府県地域リハ支援事業がある都道府県に立地する市町村は、リハ専門職が100%派遣されていなければならないが、実態は違っていた。

そもそも、市町村地域リハ活動支援事業は「地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハ専門職等の関与を促進する。」⁵⁾ことが基本的な考えである。都道府県がこの市町村事業を支援するのであれば、市町村が必要とする、また都道府県として実施が可能である、「リハ専門職の関与」のあり方を確認し、広めることが今後必要と考えられる。例えば、介護予防事業に直接リハ専門職が出向いて個別・直接的な関与をすることが必要とされているのか、事業の運営や実施計画等のコンサルテーション的な関与が必要とされているのか等のより有効な都道府県地域リハ支援事業のあり方の検討が必要であろう。

【文献】

- 1) 2021年5月17日老老発0517第1号厚労省老人保健課長発「地域リハビリテーション推進のための指針」の改定について
- 2) 一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会. 令和2年度 老人保健事

業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステム構築に向けた地域リハビリテーション体制整備マニュアル」

3) 厚生労働省が実施した令和3年度 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査結果」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000141576_00010.html）

4) 一般社団法人 日本リハビリテーション

ン病院・施設協会. 平成 30 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「地域におけるリハビリテーションの活用促進を目指した調査研究」

5) 厚生労働省. 介護予防の推進について.
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000052328.pdf>